

第5章 医療コンテナの導入・活用にあたってのQ&Aの補足

医療コンテナを設置し、病院・診療所として活用するにあたっては、医療法、建築基準法等の関係法令に適合する必要がありますが、平時と災害時で取り扱いが異なるものもあり、更に取り扱を分かりやすくする観点で Q&A の補足を追加しております。以下の、グレーで塗りつぶしている間は補足を行っている間で、白地の間については、「医療コンテナの活用に関する手引き」本体をご確認ください。

今後、医療コンテナの導入・活用について検討される際に、ご参考にして下さい。

No.	質問内容
医療法関係	
1	病院・診療所を既に開設している者が、新たにコンテナを設置して診療施設として活用する場合、改めて医療法上の開設許可・届出は必要となりますか。
2	コンテナを使用して病院・診療所を開設する場合、医療法に定める構造設備の基準を満たす必要がありますか。
3	災害時にコンテナを使用して病院・診療所を開設する場合、医療法に基づく届出、管理者の設置等は必要となるのでしょうか。
4	コンテナを使用して巡回診療や巡回健診を行う場合、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」や「医療機関外の場所で行う健康診断等の取り扱いについて」は適用されるのでしょうか。
5	大規模イベント会場において、イベント主催者がコンテナを活用した病院・診療所を開設する場合、医療法上の開設許可は必要でしょうか。
6	大規模イベント会場において、イベント主催者が近隣の病院に依頼し、当該病院が保有するコンテナを会場に持ち込み、臨時の病院・診療所を設置し、当該病院の医師が診療を行う場合、医療法上の開設許可は必要でしょうか(巡回診療の取扱いが可能でしょうか)。
7	医療コンテナを運搬して運用する際、コンテナに搭載している医療機器(人工心臓、エクモ等)の安全管理はどのようにすればいいでしょうか。
建築基準法関係	
8	車両タイプの医療コンテナ(ナンバープレート付き)を設置した場合には、建築物として取り扱われ、建築申請が必要となるでしょうか。

9	随時かつ任意に移動できるコンテナは、建築物に該当しないとのことですが、この場合、コンテナの保有者は移動手段を常時確保しておく必要があるでしょうか。
10	医療コンテナに電源を接続する場合には、土地に定着していることとなり、建築物として取り扱われることになるのでしょうか。
11	シャーシへの積載または地上設置も可能なハイブリッドタイプの医療コンテナを仮設・常設する場合、それぞれ設置許可、申請その他の届出は必要でしょうか。また、医療コンテナが建築物として取り扱われることになる場合、どのような手続きが必要でしょうか。
12	医療コンテナに搭載するストレッチャー等の昇降に使用するリフトに対して、建築基準法の規制は適用されるのでしょうか。
消防法関係	
13	医療コンテナのタイプ(車両タイプ, 地上設置タイプ)に応じ、消防法等の規制や必要となる申請・届出はどのようになっていますか。
14	コンテナを病院・診療所として活用する場合には、消防法の規定により、規模や用途に応じて消防用設備等の設置が必要となるのでしょうか。
15	発電機(軽油燃料)コンテナの運搬に対する消防法上の規制や必要となる届出はありますか。
16	新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットは、消防用設備等の基準等を消防法施行令第32条により免除しても差し支えない取り扱いがされていますが、災害用に平時から準備しておくものであれば遵守する必要がありますか。
その他(医療コンテナの運搬にかかる事項)	
17	災害が発生した際、医療コンテナ車は緊急車両通行許可の対象となりますか。
18	緊急通行車両の申出は、災害が発生する前にあらかじめ行っておくことができますか。
19	医療コンテナ車にかかる緊急通行車両の申出は、トレーラー部(引っ張る側)とシャーシ部(引っ張られる側のコンテナ部)の双方について行う必要がありますか。

20	一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)は、道路構造等の観点から支障がない区間において特殊車両通行許可手続が不要とされていますが、これと同じ規格(40ft背高)の医療コンテナについて、平時の通行の際に特殊車両通行許可の手続は必要ですか。
21	災害時に医療コンテナを緊急に被災地等に運搬する際、平時と同様に特殊車両通行許可の手続は必要ですか。
22	酸素ボンベやヘリウムガス等の高圧ガスを搭載している医療コンテナ車の通行が規制されている区間はありますか。
23	40ft背高コンテナを鉄道で運ぼうとする際に、高さ制限等により運べない路線はありますか。
24	MRI装置を医療機関に設置する場合には、高周波利用設備として設置エリアの地方総合通信局へ申請を行い、許可を受ける必要がありますが、医療コンテナに設置したMRI装置を移動させる場合の申請方法等について教えてください。また、災害時に移動する場合に申請は必要でしょうか。
その他(医療コンテナの運用にかかる事項)	
25	自然公園法で、医療コンテナは「工作物(建築物)」として取り扱われますか(工作物(建築物)扱いとなる場合には、壁面の色や屋根の形状等の変更が必要となる場合があるため)。
26	医療コンテナで使用した医療廃棄物については、どのように取り扱う必要がありますか。
27	医療コンテナの活用にあたり、排水処理(汚水・雨水・医療排水)にかかる規制はありますか。
28	医療コンテナの活用にあたり、騒音にかかる規制はありますか。
29	災害地域の小動物保護(獣医療施設)に医療コンテナを使用するにあたって、規制や課題はありますか。
30	遠隔医療を実施するにあたり、出力の大きい通信機器の使用や通信データ容量、通信速度の観点から、通信環境規制(電波法等)を含めてどのような課題が想定されますか。
31	酸素ボンベ(医療ガス搭載コンテナ)、ヘリウムガス(MRIコンテナ)等の高圧ガスにかかる規制はどうなっていますか。

Q1 病院・診療所を既に開設している者が、新たにコンテナを設置して診療施設として活用する場合、改めて医療法上の開設許可・届出は必要となりますか。

A

- ・ 既に開設している病院・診療所とは別の場所でコンテナを設置する場合には、医療法に定める開設許可等が必要です。
- ・ ただし、コンテナを設置する場所が既に開設している病院・診療所の敷地内であれば、新たに病院の開設許可は必要ありませんが、この場合であっても、都道府県知事による構造設備の変更許可が必要となります。
- ・ なお、災害時にコンテナを使用して新たに病院・診療所を開設する場合はQ3を、既に開設している病院の敷地内に医療コンテナを設置する場合は Q2の構造設備の変更許可をご参照ください。
- ・ また、コンテナを使用して巡回診療や巡回健診を行おうとする場合にはQ4もあわせてご確認ください。

(参考)

- ・ 医療法(昭和23年法律第205号)

第七条 病院を開設しようとするとき(中略)は、開設地の都道府県知事(中略)の許可を受けなければならない。

2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別(以下「病床の種別」という。)その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき(中略)も、(中略)前項と同様とする。

一～五 (略)

3～7 (略)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111(代表)
(内線 4218(総務課))
(内線 2558,2548(地域医療計画課))

Q2 コンテナを使用して病院・診療所を開設する場合、医療法に定める構造設備の基準を満たす必要がありますか。

A

- ・ コンテナを使用して病院・診療所を開設する場合でも、医療法に定める構造設備の基準を満たす必要があります。
- ・ なお、災害時が発災した場合も、平時に構造設備の使用に係る許可を得ているコンテナは改めて許可を得る必要はありません。
- ・ ただし、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生により臨時の医療施設が著しく不足するとして政令で指定された場合に地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により都道府県知事が開設する臨時の医療施設については、医療法第4章に定める構造設備の規定は適用されません。

(参考)

- ・ 病院・診療所病床に関する主な構造設備の標準【別紙1】(p.65)
- ・ 災害対策基本法(昭和36年法律第213号)
 - 第八十六条の三 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設(中略)が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
 - 2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第四章の規定は、適用しない。
 - 3 (略)
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)
 - 第三十一条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(中略)であつて都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条(中略)において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。
 - 2~4 (略)
 - 5 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6・7 (略)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係

厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係

tel. 03-5253-1111(代表)

(内線 4218(総務課))

(内線 2558,2548(地域医療計画課))

Q3 災害時にコンテナを使用して病院・診療所を開設する場合、医療法に基づく届出、管理者の設置等は必要となるのでしょうか。

A

- ・ 災害時においても医療法は適用されますので、コンテナを使用して病院・診療所を開設する場合又は既に病院・診療所として使用しているコンテナを別の場所に移動して使用する場合には、医療法に規定する届出や管理者の設置等は必要となります。
- ・ なお、例外的ではありますが、以下のように医療機関の開設の許可や届出を事後的に行うことを可能とする措置を講じた事例もあります。
- ・ 東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の際には、病院等が破損して医療の提供が不可能となったために、代替する建物(仮設建物を含む)又は建物内の他の部分で一時的に医療の提供を継続しようとする場合に、医療機関の開設の許可や届出を事後的に行うことを可能としました。
- ・ また、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生により臨時の医療施設が著しく不足するとして政令で指定された場合には、地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設について、当該政令で定められた区域及び期間においては、医療法第4章に定める開設の届出等に関する規定は適用されません。

(参考)

- ・ 災害対策基本法(昭和36年法律第213号)第八十六条の三 (Q2をご参照下さい)
- ・ 「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」(平成23年3月21日付け医総発0321第1号厚生労働省医政局総務課長通知)【別紙2】(p.67)
- ・ 「東日本大震災に伴う医療法等の取扱いについて(通知)」(平成23年5月30日付け医政総発0530第2号厚生労働省医政局総務課長通知)【別紙3】(p.69)
- ・ 「東日本大震災による医療法第8条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令の施行について(施行通知)」(平成23年6月29日付け医政発0629第8号厚生労働省医政局長通知)【別紙4】(p.71)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111(代表)
(内線 4218(総務課))
(内線 2558,2548(地域医療計画課))

Q4 コンテナを使用して巡回診療や巡回健診を行う場合、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」や「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」は適用されるのでしょうか。

A

- ・ コンテナを使用して巡回診療や巡回健診を行う場合についても、それぞれ「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」又は「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」の通知に則り、医療法上の特別の取り扱い（巡回診療実施計画・巡回健診実施計画の提出による運営）が適用される必要があります。その際に、おおむね三か月から六か月までの期間毎に巡回診療を行う場所等の届出が必要です。
- ・ また、災害発生時において、上記により提出済みの場所の届出を変更することで巡回診療や巡回検診に用いている医療コンテナを活用することができます。

(参考)

- ・ 「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(昭和 37 年 6 月 20 日付け医発第 554 号 厚生省医務局長通知)【別紙5】(p.73)
- ・ 「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」(平成 7 年 11 月 29 日付け 健政発第 927 号 厚生省健康政策局長通知)【別紙6】(p.77)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111(代表)
(内線 4218(総務課))
(内線 2558,2548(地域医療計画課))

Q5 大規模イベント会場において、イベント主催者がコンテナを活用した病院・診療所を開設する場合、医療法上の開設許可・届出は必要でしょうか。

A

- ・ イベント主催者が都道府県知事等に病院・診療所の開設許可・届出申請を行い、都道府県知事等の許可を受ける必要があります。

(参考)

- ・ 医療法(昭和23年法律第205号)

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の六第一項の規定による登録を受けた者(中略)でない者が診療所を開設しようとするとき(中略)は、開設地の都道府県知事(中略)(診療所(中略)にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。(中略))の許可を受けなければならない。

2～7 (略)

第八条 臨床研修等修了医師(中略)が診療所(中略)を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111(代表)
(内線 4218(総務課))
(内線 2558,2548(地域医療計画課))

Q6 大規模イベント会場において、イベント主催者が近隣の病院に依頼し、当該病院が保有するコンテナを会場に持ち込み、臨時の病院・診療所を設置し、当該病院の医師が診療を行う場合、医療法上の開設許可・届出は必要でしょうか(巡回診療の取扱いが可能でしょうか)。

A

- ・巡回診療の取扱いは、「巡回診療の医療法上の取扱いについて(昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知)」において定めているところであり、診療場所が大規模イベント会場であるか否かに関わらず、Q4のとおり、コンテナを使用して巡回診療を行う場合は、当該通知に則り、医療法上の特別の取扱い(巡回診療実施計画の提出による運営)の適用の有無により判断されます。
- ・なお、巡回診療実施計画の提出による運営が認められる場合に該当しないときは、通常どおり診療所の開設許可・届出が必要です。

(参考)

・「巡回診療の医療法上の取扱いについて」(昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知)【別紙5】(p.73)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111(代表)
(内線 4218(総務課))
(内線 2558,2548(地域医療計画課))

Q11 シャーシへの積載または地上設置も可能なハイブリッドタイプの医療コンテナを仮設・常設する場合、それぞれ設置許可、申請その他の届出は必要でしょうか。また、医療コンテナが建築物として取り扱われることになる場合、どのような手続きが必要でしょうか。

A

- ・ 工作物の設置状況等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築物に該当しないものとして取り扱うこととしており、「随時かつ任意に移動できるもの」かどうかについては、個々の設置状況等に応じて、特定行政庁(地方公共団体)が総合的に判断することとなります。
- ・ なお、建築物に該当すると判断される場合には、原則として特定行政庁等への確認申請等の手続きの対象となります。
- ・ また、期間を定めて建築される仮設建築物については、一般の建築物とは手続きが異なります。
- ・ 具体的には、仮設建築物は、仮設建築物としての許可手続き及び確認申請等の手続きが必要となります。ただし、災害時の応急仮設建築物は、仮設建築物としての許可手続き及び確認申請等の手続きは不要となります。
- ・ なお、応急仮設建築物について、建築工事を完了した後3ヶ月を超えて存続させようとする場合には、2年以内の期間を限って、仮設建築物としての許可手続きをする必要があります。更に存続期間を越える際には、その都度、期間延長に関する許可手続きが必要となります。

(参考)

- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)

第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等(非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。(中略)内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内

のもの

- 2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条(第二十五項を除く。)、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条(第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。
- 3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。
- 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。
- 5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。
- 6 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物(次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。)について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。
- 7 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前

項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

- 8 特定行政庁は、第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付総則班
tel. 03-5253-8111(代表) 内線 39545,39502

Q12 医療コンテナに搭載するストレッチャー等の昇降に使用するリフトに対して、建築基準法の規制は適用されるのでしょうか。

A

- ・ 工作物の設置状況から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築物に該当しないものとして取り扱うこととしており、この場合には付属のリフトに対しても建築基準法上の規制は適用されません。
- ・ 一方で、医療コンテナが建築物として取り扱われ、付属のリフトを人又は人及び物の昇降のために使用する場合には、原則、災害時であっても、当該リフトについて建築基準法上の昇降機として、法令に適合させる必要があります。

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付設備班

tel. 03-5253-8111(代表) 内線 39576

Q13 医療コンテナのタイプ(車両タイプ, 地上設置タイプ)に応じ、消防法等の規制や必要となる申請・届出はどのようになっていますか。

A

- ・ 平時の運用において、病院・診療所として活用する医療コンテナのタイプにかかわらず、その規模(収容人員、床面積など)に応じて、防火管理者や消防計画の事前の届出、消防用設備等の事前設置などが必要となります。
- ・ 防火管理者や消防計画の事前の届出は、次の(1)から(3)を合算した数(収容人員)が 30 人以上となる場合には、消防法第8条の規定に基づき必要となります。
 - (1) 医師、看護師その他の従業者の数
 - (2) 病室内にある病床の数
 - (3) 待合室の床面積の合計を3m²で除して得た数
- ・ なお、個々の医療コンテナについては、規模が小さいことから、収容人員が少なく、届出の対象外となる場合が多いと考えられます。
- ・ 消防用設備等に関しては、Q14に記載していますのでそちらをご参照下さい。
- ・ また、市町村の火災予防条例により、使用開始等の事前の届出等が必要となる場合があります。

(参考)

- ・ 消防法(昭和23年法律第186号)
 - 第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(中略)、複合用途防火対象物(中略)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
 - 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したとき

も、同様とする。
3～5（略）

（令和5年7月追記）

【問合せ先】
消防庁予防課
tel. 03-5253-7523(直通)

Q14 コンテナを病院・診療所として活用する場合には、消防法の規定により、規模や用途に応じて消防用設備等の設置が必要となるのでしょうか。

A

- ・ 平時の運用において、病院・診療所等は、その規模等に応じて、消火器や自動火災報知設備などを設置するとともに、消防法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく事前の届出及び検査が必要となります。
- ・ この場合において、個々の医療コンテナは規模が小さいことから、必要となる消防用設備等は比較的軽易なものとなることが多いと考えられます。一例として、医療コンテナ(床面積 50 m²未満)を、入院を伴わない診療所等(消防法施行令別表第一(6)項イ(4)に該当)として使用する場合、消防用設備等の設置は必要ありません。
- ・ なお、災害時において、臨時の医療施設が不足するとして政令で指定された場合に地方公共団体が開設する臨時の医療施設や新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により都道府県が開設する臨時の医療施設については、消防法第 17 条の規定は適用されないこととなっています。
- ・ 具体的には、臨時の医療施設について、都道府県知事が定める基準に基づいて消防用設備等を設置することとされている一方で、当該基準に係る技術的助言において、防火管理体制の強化等の措置が講じられれば、以下の消防用設備等を追加的に設置する必要がないことを示しています。

【追加的な設置を要しない消防用設備等】

屋内消火栓設備, スプリンクラー設備, 自動火災報知設備, 火災通報装置及び誘導灯

(参考)

- ・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)

第十七条 学校、病院(中略)その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

2 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術

上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

3 (略)

第十七条の三の二 第十七条第一項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者は、(中略)消防用設備等又は特殊消防用設備等(政令で定めるものを除く。)を設置したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

・ 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 213 号)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅(以下この条において「避難所等」という。)が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の規定は、適用しない。

3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第八十六条の三 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設(中略)が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 (略)

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)

第三十一条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、(中略)患者等に対する医療の提供を行うための施設(中略)であつて都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条(中略)において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

2 (略)

3 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の

医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4～7（略）

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 48 条第 3 項に規定する臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について」(令和 2 年 4 月 7 日付け消防予第 92 号消防庁次長通知)【別紙9】(p.87)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】
消防庁予防課
tel. 03-5253-7523(直通)

Q15 発電機(軽油燃料)コンテナの運搬に対する消防法上の規制や必要となる届出はありますか。

A

- ・ 発電機(軽油燃料)コンテナの輸送については、消防法で定める「運搬」には該当しません。
- ・ 当該コンテナを設置して使用する場合については、1日あたりの軽油の消費量が200リットル未満であれば、届出等は必要ありません。1日あたりの軽油の消費量が200リットル以上1,000リットル未満の場合は、設置場所の市町村の火災予防条例に基づく届出が、1,000リットル以上の場合は、消防法に基づく設置許可が必要となります(設置期間が10日以内であれば「仮取扱い」の承認を受けることで設置が可能です。)
- ・ 上記のとおり1日あたりの軽油の消費量が200リットル以上となる場合は、市町村の火災予防条例に基づく事前の届出等が必要となりますが、消防機関との間で仮貯蔵・仮取扱いの計画を事前に協議しておくことで、災害時は電話等による簡易な申請で使用可能となります。

(参考)

「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」
(平成25年10月3日付け消防危第171号消防庁危険物保安室長他通知)【補足別紙1】

(令和5年7月追記)

【問合せ先】
消防庁危険物保安室
tel. 03-5253-7524(直通)

Q16 新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットは、消防用設備等の基準等を消防法施行令第 32 条により免除しても差し支えない取り扱いがされていますが、災害用に平時から準備しておくものであれば遵守する必要がありますか。

A

- ・ 平時において、当該ユニットを災害に備えて保管している場合は、消防用設備等について特段の対応は不要です。
- ・ 平時及び災害時に病院・診療所として利用する場合の消防用設備等についての対応は、Q14に記載のとおりです。仮に消防用設備等の設置が必要となる場合においても、消防長又は消防署長が、当該防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、消防法施行令第 32 条の特例規定を適用する場合はあり得ると考えられます。
- ・ なお、「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について」(令和 2 年 12 月 28 日付け消防予第 422 号)は、緊急の状況であることを考慮して、消防法施行令第 32 条の適用に係る取扱いを示したものであり、平時の利用を想定したのではないことから、平時の利用に際して参照する必要はありません。

(参考)

- ・ 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)
第三十二条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について」(令和 2 年 12 月 28 日付け消防予第 422 号消防庁予防課長通知)【別紙10】(p.89)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】
消防庁予防課
tel. 03-5253-7523(直通)

Q18 緊急通行車両の申出は、災害が発生する前にあらかじめ行っておくことができますか。

A

- ・ 発災後における確認手続の簡素化を図るため、Q17にお示した「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」について、次のいずれにも該当する場合には、都道府県公安委員会は事前届出を受理し、確認すべき事項を点検することとしています。
 - (1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
 - (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- ・ なお、事前届出が受理された場合には、緊急通行車両等事前届出済証(以下、「届出済証」という。)が交付されることとなりますが、発災時に緊急交通路を通行するためには、都道府県警察本部、警察署又は交通検問所において届出済証を提示することにより緊急通行車両であることの確認を受ける必要があります(都道府県公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合には、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとしています。)
- ・ 詳細については、「大規模災害に伴う交通規制実施要領」*をご確認下さい。
*<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20211115.pdf>
- ・ なお、現行制度においては、上記のとおり届出済証の交付を受けた者についても発災時に緊急通行車両であることの確認を受ける必要がありますが、災害対策基本法施行令等の改正により、令和5年9月1日からは、指定行政機関等の車両については、発災前においても緊急通行車両であることの確認を受けることができるようになります。

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

警察庁警備局警備運用部警備第三課企画係
tel. 03-3581-0141(代表) 内線 5471

Q20 一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)は、道路構造等の観点から支障がない区間において特殊車両通行許可手続が不要とされていますが、これと同じ規格(40ft背高)の医療コンテナについて、平時の通行の際に特殊車両通行許可の手続は必要ですか。

A

- ・ 道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、一定の重量や寸法を超える車両が道路を通行する場合には、車両や経路ごとに通行許可が必要となります。
- ・ ただし、一定の要件^{*}を満たす国際海上コンテナ用セミトレーラ(40ft背高)については、規格化されたサイズのコンテナであることに加え、国際条約により総重量が輸出国にて確認され、更に封印されており、重量の担保が取れていることから、許可不要区間(約3万km)を定めています。

※国際海上コンテナ(40ft背高)を運搬するものであることを証明する書類の携行、ETC2.0車載器の搭載及び登録

- ・ 一方、医療コンテナ用セミトレーラについては、仮に医療コンテナが国際海上コンテナ(40ft背高)と同じ規格の場合であっても、重量の担保を取ることが困難であるため、平時の通行の際には、あらかじめ特殊車両通行許可を受けていただく必要があります。

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室

tel. 03-5253-8111(代表) 内線 37425

Q24 MRI 装置を医療機関に設置する場合には、高周波利用設備として設置エリアの地方総合通信局へ申請を行い、許可を受ける必要がありますが、医療コンテナに設置した MRI 装置を移動させる場合の申請方法等について教えてください。また、災害時に移動する場合に申請は必要でしょうか。

A

- ・ 医療コンテナのように移動が発生する設備については、平時の医療コンテナ導入時に、「移動する設備」として、高周波利用設備の常置場所(車庫等)の地区を管轄する地方総合通信局に申請していただきますようお願いします。
- ・ 申請の手続きは、固定設置の設備と同様となります。
- ・ なお、災害時に移動する場合に「移動する設備」として 1 度許可を受けた設備は改めて許可を得る必要はありません。
- ・ 詳細は、下記問合せ先の「高周波利用設備」担当までお願いします。
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/other/commtab1/>

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課電磁障害係
tel. 03-5253-5905(直通)

Q31 酸素ボンベ(医療ガス搭載コンテナ)、ヘリウムガス(MRIコンテナ)等の高圧ガスにかかる規制はどうなっていますか。

A

- ・ 具体的な規制の内容は、使用形態・仕様等により異なりますが、酸素ボンベ及びヘリウムガスに関しては、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)(以下「一般則」という。)等の適用が考えられます。
- ・ 容器による貯蔵、移動、容器内の高圧ガスの消費を行う場合には、以下のような規制がありますので、詳細は実際の設備等に照らしてご確認下さい。

【貯蔵に関して】

一般則第18条から第30条:行政手続き及び技術上の基準への適合(ガス種、貯蔵能力に応じ)等

【移動に関して】

一般則第50条第1項:技術上の基準への適合(容器の本数、その内容積等に応じ)

【消費に関して】

一般則第58条から第60条:行政手続き及び技術上の基準への適合(ただし、酸素ボンベによる液化酸素の貯蔵数量が3,000kg未満の場合及びヘリウムガスの場合には、一般則第60条第1項の技術上の基準への適合のみで行政手続きは不要)

※1. 積載された酸素ボンベから他の容器に高圧ガスを移充填する等、高圧ガスの製造を行う場合には、一般則第3条から第5条、第8条、第10条から第12条による行政手続き及び技術上の基準への適合が処理能力に応じて必要です。

※2. ヘリウムガスに関しては、冷凍設備としての機器内にある高圧ガスの場合、上述の消費ではなく、冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)の適用を受ける移動式製造設備として、同規則第3条から第5条、第8条から第19条による行政手続き及び技術上の基準への適合が、冷凍能力に応じて必要です。

なお、令和3年10月の政令改正において、冷凍機の能力が3冷凍トン以上5冷凍トン未満の場合、技術基準に従って製造する義務を免除するなどの冷凍保安規則の一部改正が行われています。

※3. 高圧ガスの製造、貯蔵、消費に係る行政手続きは、都道府県知事又は指定都市の長がその事務・権限を有しています。医療用コンテナを災害時にも活用することを前提とする場合は、災害時においても平時の許可等が有効となるよ

うに、申請を行う者が通常時に設置する区域や当該コンテナの派遣が想定される区域を管轄する都道府県等の担当部署にご相談ください。

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室
tel. 03-3501-1706(直通)

消 防 災 第 3 6 4 号
消 防 危 第 1 7 1 号
平 成 2 5 年 1 0 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長
(公 印 省 略)

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた給油・注油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常とは異なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

このような状況を踏まえ、消防庁では平成24年度に「東日本大震災を踏まえた危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会」を開催して東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行ったところです。

今般、当該検討会の検討結果を踏まえ、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを別紙1のとおり策定しました。

また、「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項に係る啓発用資料の送付について」（平成23年3月17日付け事務連絡）に基づく運用を踏まえ、震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項を別紙2のとおり取りまとめました。

つきましては、消防機関における震災等の危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用にご活用いただくとともに、震災等の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される申請者に対し実施計画の積極的な策定指導に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、震災時等においては、避難所の非常用電源・暖房設備等への円滑な燃料供給を図ることが、防災対策として重要と考えられることや、地方公共団体の防災部局が危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請者となる場合もあることから、本通知に留意し、必要に応じて実施計画を策定していただきますようお願いいたします。

また、都道府県消防防災主管部局におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：三浦課長補佐、中嶋係長、森事務官

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きに係るガイドライン

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが消防法第10条第1項に定められているが、同条第1項ただし書きにおいて、所轄消防長等の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるとされている。

本ガイドラインは、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に策定するものである。

第1 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策

震災時等において、安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認をするに当たっては、管轄地域において震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、震災時等の被害状況及び想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態について検討させるとともに、当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態に応じて講ずべき安全対策を併せて検討させ、具体的に計画しておくよう求めることが必要である。

東日本大震災においても臨時的に行われた危険物の貯蔵・取扱い形態のほとんどが第4類の危険物に係る貯蔵・取扱いであったことを踏まえ、消防機関等は、次に示す安全対策を参考に震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請を行うことが想定される者に対して講ずべき安全対策等を指導すること。

1 共通対策

(1) 危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策）

危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行うこと。

また、屋内で危険物を取り扱う場合にあっても、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。

(2) 保有空地の確保

危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例により保

有空地を確保すること。ただし、危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができること。

保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。

(3) 標識等の設置

危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を立て関係者に注意喚起を行なうこと。

(4) 流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

(5) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。

(6) 静電気対策

ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。また、静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること）を確保すること。さらに、絶縁性素材の用具は極力使用しないこと（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること）。

また、危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後は必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。さらに、作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。

給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また充填後しばらく静置すること。

第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

(7) 消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。

(8) 取扱い場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずること。

(9) 危険物取扱者の立会い等

危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか立ち会うこと。

危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱に関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。

(10) 二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応について予め定めておくこと。

(11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

(1) から (10) で示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

1 に示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際して共通して講ずべき対策に加え、危険物の取扱い形態に着目した特有の対策は次のとおりである。

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。

また、ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎む必要があること。

ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能なかぎり屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所

の危険物量は可能な限り少なくすること。

なお、ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置することが必要であること。

また、危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避けること。

(3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

- ・ 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。
- ・ 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。
- ・ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。
- ・ ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。
- ・ 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油すること。

なお、船舶から移動タンク貯蔵所や陸上の施設等に燃料を供給する場合もこれに準ずるが、船を確実に係留するとともに津波警報発令時の対

応についても予め決めておくことが必要であること。

また、震災等により広範囲に渡って給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合においても、ガソリンは引火点が-40度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがある（200リットルの流出事故で最大30mの範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性がある）こと等、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要であること。

- ・ 給油時のもれ・あふれ等による流出事故の発生危険性（給油取扱所の給油設備には、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時のもれ・あふれ等を防止している。）
- ・ 流出事故が発生した場合の火災発生危険性（給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。）
- ・ 火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油取扱所では給油に関係ない者の立ち入りが管理されている。さらに、震災時には、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。）
- ・ 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（給油取扱所では防火塀等の措置が講じられている。さらに、震災時には、周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。）

第2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項

震災時等において被災地では、交通手段や通信手段が十分に確保できないことに加え、消防機関側の人員の確保が困難となる等により、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続きが遅れる可能性がある。

消防機関等は、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きを円滑に実施するため、次の事項について検討しておくこと。

(1) 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの実施計画

震災時等において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を迅速に行うためには、事業者、官公庁等の危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請者と消防機関との間で、事前に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いに応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に協議し合意しておくことが重要である（別添「仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）」参照）。

（２）電話による承認

発災直後等により、消防機関へ危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請を直接行ういとまがない場合や交通手段の確保が困難である場合については、電話等の通信手段により消防機関へ申請することが考えられる。この場合は原則として事前に計画されたものに限定すべきであるが、ある程度定型的なものであれば、消防機関側である程度定型化された安全対策を指導することで対応することも考えられる。なお、この場合、事後的であっても現場確認を行うことが基本である。

（３）通信手段等の確保が困難な場合の手続き

発災直後の被災地においては、通信手段や交通手段の確保が難しく、消防機関への危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きが遅れる場合がある。また、震災時等は平時より出火危険性、着火危険性、延焼拡大危険性が高くなり、平時にも増して安全対策の確保が重要になることが多い。

このような状況を念頭に置き、実態として緊急避難的な危険物の貯蔵・取扱いが行われている場合は、消防機関は覚知後、速やかに安全確認を行い、必要に応じた的確な防火指導等を行うとともに、安全が確保されると認める場合にあっては危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を行うことが望ましい。

（４）繰り返し承認

平常時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認については、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの制度の趣旨から抑制的に扱われるべきものであるが、震災時等においては、広範囲で危険物施設に被害が生じている場合があること、発災後、当分の間は燃料の需要が増加し、既存の稼働可能な燃料供給施設の燃料供給能力が不足する場合があること、長期間の停電により非常用発電機等の燃料の継続的な供給が必要な場合があること等により、10日間に収まらない臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが必要となる場合がある。

このような状況においては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を繰り返すことにより対応することが考えられるが、その場合の留意事項は以

下のとおりである。

- ・ 1回の承認の期間は法令上、10日以内となること。
- ・ 安全確保のため、消防機関による定期的な現場確認を行うこと。また、そのような機会を捉えて安全対策の徹底を図ること。
- ・ 繰り返し承認は無制限に認めるのではなく、必要な期間に留めること。

第3 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

震災時等に危険物施設において必要となる臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、前述の第1、第2を参考とするとともに、次の事項に留意すること。

1 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

震災時等に危険物施設において必要となる臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等、必ずしも消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としないものもある。この場合、当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、事業所における2に掲げる事前の対応が必要である。

ただし、危険物施設の許可外危険物の貯蔵・取扱いや利用方法が全く異なる設備等の利用等は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認又は法令による変更許可が必要になることに留意されたい。

2 事前の対応

予め想定される震災時等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて、具体的にその内容を計画し、許可内容との整合を図っておくことが必要である。

(1) 許可内容への内包

代替手段として用いる設備等についても、消防法第11条第1項により許可する内容に含めておくこと。

(2) 予防規程への記載等

発災時の緊急対応や施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等を定めておき、予防規程及びそれに基づくマニュアル等に位置付けておくこと。

また、定期的に従業員に対して当該対応の教育を行い、訓練等を行っ

ておくこと。

(3) 緊急時対応用資機材の用意

その他、必要に応じて緊急用可搬式ポンプ、非常用発電機等の緊急時対応用の資機材を予め用意すること。

3 発災後の対応

発災後、事業者が2により予め取り決めていた危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、二次災害を防止する観点から、以下の項目に従って対応する必要がある。なお、施設区分に応じた留意事項については今年度「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」において検討中であり、この結果を踏まえ追って通知する予定である。

(1) 緊急対応

発災直後は、予防規程等に基づき施設の緊急停止や従業員の安全確保に努めること。

(2) 施設の応急点検

施設の応急点検を行って被害状況を確認し、想定していた臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが行える状況であるか否かを判断すること。

(3) 異常時の対応

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの際、流出や火災等が発生した場合は、速やかに危険物の貯蔵・取扱いを中止して必要な対応を行うとともに、消防機関に通報すること。

(4) 臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの停止

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの必要がなくなった場合は、速やかに危険物の当該貯蔵・取扱いを停止し、必要に応じて平常時の危険物の貯蔵・取扱いに移行すること。

第4 その他

1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等に危険物を臨時的に貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、当該数量が指定数量未満となる場合にあっては、消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認の手続きは要しないものであること。もっとも、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いに伴い火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防することは、重要であることから、防火指導に当たっては必要に応じて本ガイドラインを参考にしつつ適切に指導されたい。

2 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等について

災害による損害が著しいなど特に必要性が高いときには、関係地方公共団体における地方税、使用料、手数料等に係る期限の延長、徴収猶予及び減免の措置状況等を踏まえて、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の徴収猶予又は減免の措置のために必要な条例の制定等を積極的に検討されたい。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプ等を用いて金属携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇工場東側空地（コンクリート舗装）

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 360 m² (15m×24m)

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第1石油類（ガソリン） 3, 000リットル

6 指定数量の倍数

1.5倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 200リットルの金属製容器（ドラム缶）にて貯蔵する。
- (2) 保有空地を6m確保する。
- (3) 貯蔵場所と詰め替え場所に6mの隔離をとる。
- (4) 高温になることを避けるため通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
また、取扱場所において、危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
- (5) 第五種消火設備 10型粉末消火器 3本を設置する。
- (6) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム本体、給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。

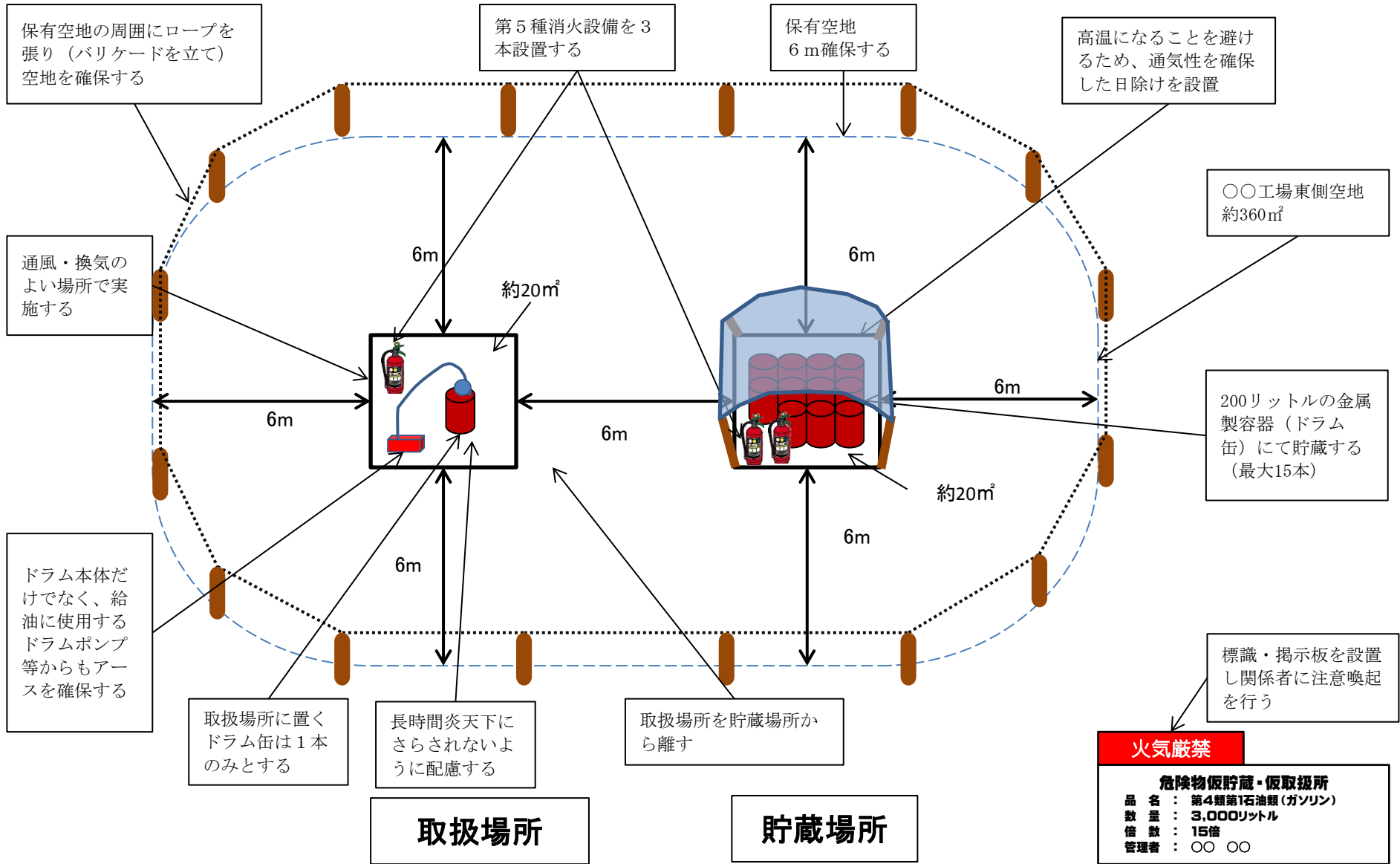
9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

金属携行缶による給油は、この場所以外で行わない。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書(ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い)



仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等によって被災した変圧器等を修繕、点検するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇工場北側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 120 m² (12m×10m)

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第3石油類（絶縁油）10,000リットル

6 指定数量の倍数

5倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜き取り、仮設タンク等で貯蔵し、内部修繕・点検が終了後に変圧器内に再度注油する。
- (2) 保有空地を3m確保する。
- (3) 第五種消火設備 10型粉末消火器 3本を設置する。
- (4) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) 変圧器等、ポンプ、仮設タンクのアースを確保する。
- (2) 仮設の防油堤を設置し、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として、オイルパンを設置する。
- (3) 1カ所の取扱い場所で同時に複数の設備からの抜き出しは行わない。
- (4) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

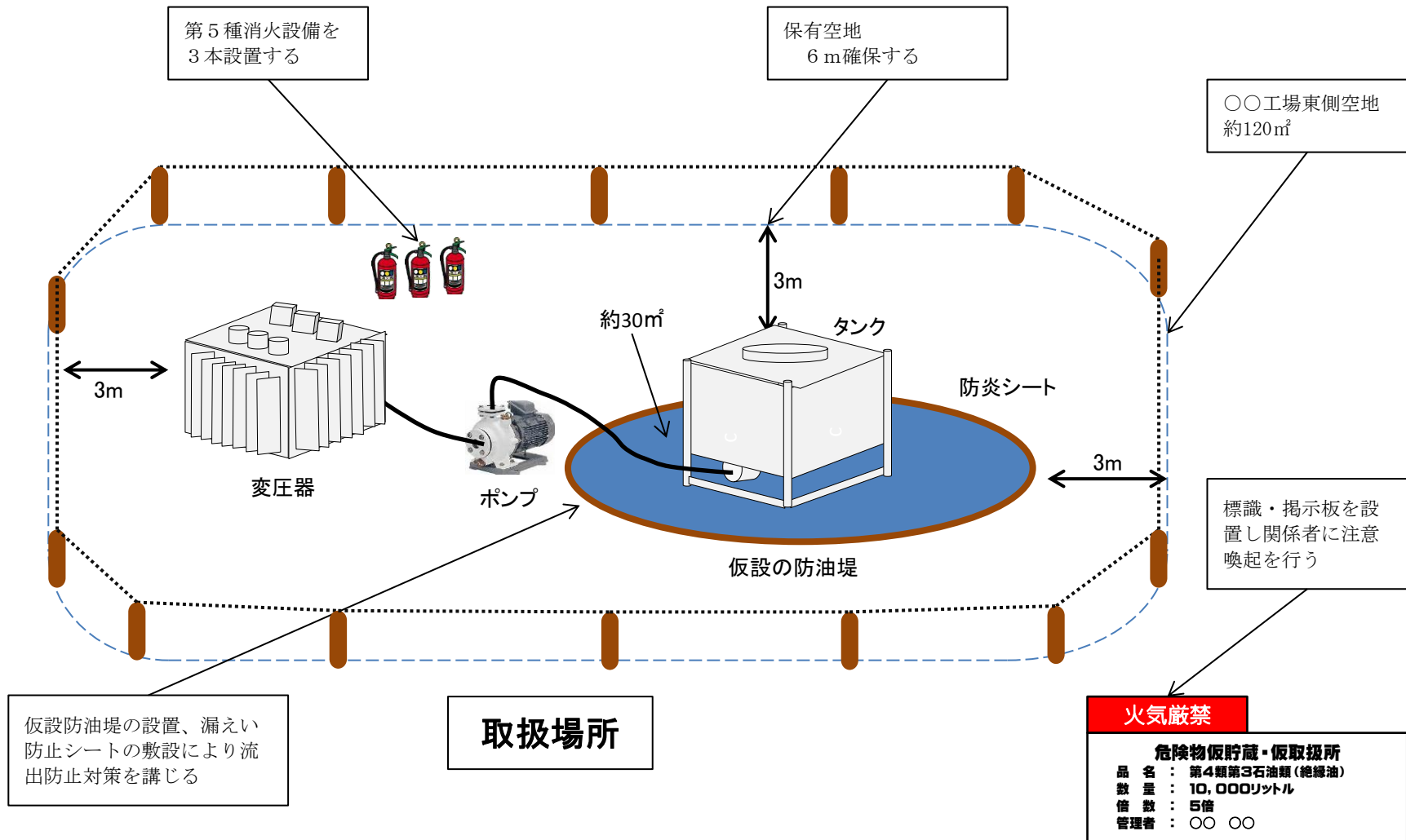
9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

危険物の抜き出し等を行った変圧器の数及び危険物の延べ数量を記録し、事後速やかに報告する。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書(危険物を収納する設備等から危険物の抜き取りの安全対策の例)



仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇工場東側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 2,000 m²

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第2石油類（軽油）1日最大20,000リットル

6 指定数量の倍数

20倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰替を行う（詰め替えたドラム缶は別途確保する貯蔵場所に速やかに移動させる）。
- (2) 保有空地を6m確保する。
- (3) 高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
- (4) 第五種消火設備 10型粉末消火器 3本を設置する。
- (5) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム本体のアースを確保する。
- (2) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備する。
- (3) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

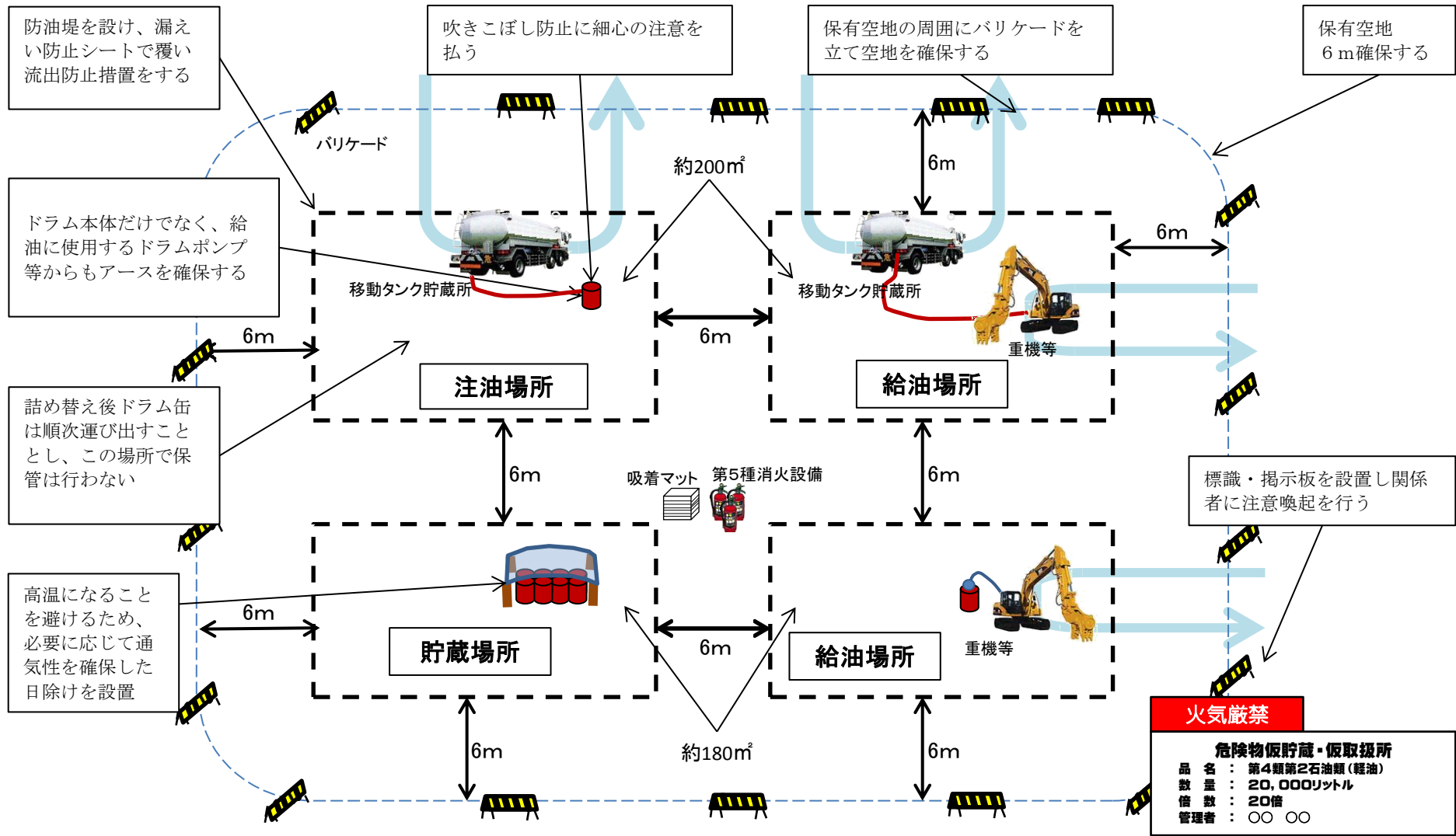
9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

移動タンク貯蔵所への注油は別場所で行う。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書(移動タンク貯蔵所等による軽油の給油及び注油等の安全対策の例)



震災時等における被災地でのガソリン等の 運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

【ガソリン等の火災危険性を踏まえた貯蔵・取扱時の留意事項】

《ガソリンの特性》

- ・ 引火点は -40°C 程度と低く、極めて引火しやすい。
- ・ ガソリン蒸気は空気より約3～4倍重いので、低所に滞留しやすい。
- ・ 電気の不良導体であるため、流動等の際に静電気を発生しやすい。



- ・ ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発する機械器具等を用い
ないでください。
ガソリンを取り扱っている場所から1m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に
至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例
が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災
に至る危険性があります。
- ・ 静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵するとともに、
地面に直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ必要があるほか、移し替えは流動時
の静電気の蓄積を防ぐため、ガソリンに適用した配管で行う必要があります。
- ・ ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとと
もに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気や高温部から離れた直射日
光の当たらない通風、換気の良い場所としてください。
特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性
があることに留意しましょう。
- ・ 取扱いの際には、開口前のエア抜き操作等、取扱説明書等に記載された容
器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払ってくだ
さい。
万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲
の火気使用禁止や立ち入りの制限等が必要です。必要に応じて消火器を準備しておき
ましょう。また、衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで可能であれば
大量の水と石けんで洗い流しましょう。
- ・ ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守
し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

《灯油・軽油の特性》

- ・ 引火点は40℃～45℃程度であり、引火しやすい。
- ・ 灯油や軽油の蒸気は空気より約4～5倍重いので、低所に滞留しやすい。
- ・ 流動等の際に静電気を発生しやすい。



- ・ 灯油や軽油を取り扱っている周辺で火気や火花を発生する機械器具等を用いないでください。
灯油や軽油から発生する可燃性蒸気の量はガソリンより少ないため、ガソリンと比べれば火災危険性は低いものの灯油や軽油の近くに火気等があれば火災に至る危険性があることには変わりなく、灯油や軽油を取り扱う場合は、ガソリンと同様に細心の注意を払う必要があります。
- ・ 常温において、灯油用のポリエチレンタンクや樹脂製の灯油用給油ポンプの使用は問題ありませんが、液温が高くなる（40℃以上）環境下で用いる場合は、灯油や軽油に蓄積された静電気で火災に至る危険性があることに留意する必要があります。
ガソリンほどではありませんが、灯油や軽油も流動等の際に静電気を発生しやすい性質があります。また、灯油や軽油も蒸気と空気の混合率が一定範囲内（1.0vol%～6.0vol%と広範囲）で燃えます。
- ・ 灯油や軽油の容器から灯油や軽油の蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、灯油や軽油の貯蔵や取扱いを行う場所は通風、換気を良くしましょう。

【自動車のガソリン等を抜き取って使用することは危険です】

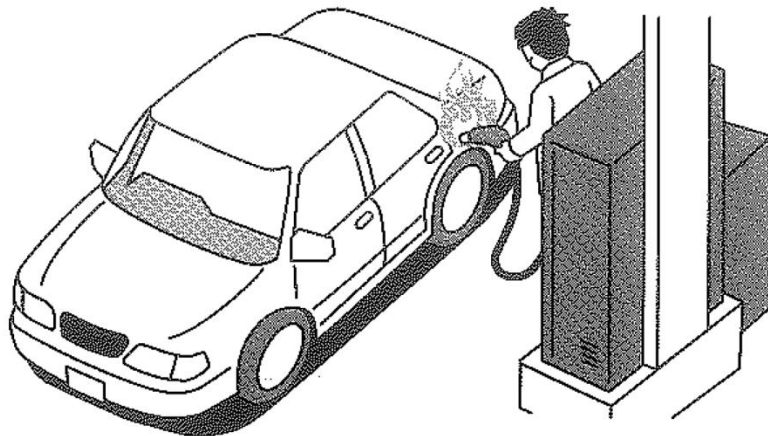
ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、ガソリンスタンドにおいても静電気による火災が発生する事例が発生しています。

上の図は自動車に給油しようとした際に人体に帯電した静電気により火災が発生した事例であり、下の図はオイルチェンジャーを用いて自動車のガソリンを抜いていたところ火災に至った事例です。

被災地において、仮に樹脂製の灯油用給油ポンプを用いて自動車からガソリンを抜き取った場合、ガソリン自身が帯電してしまい、火災に至る危険性はオイルチェンジャー以上に高く、非常に危険です。二次災害を防止する観点からも、控えてください。

事故概要

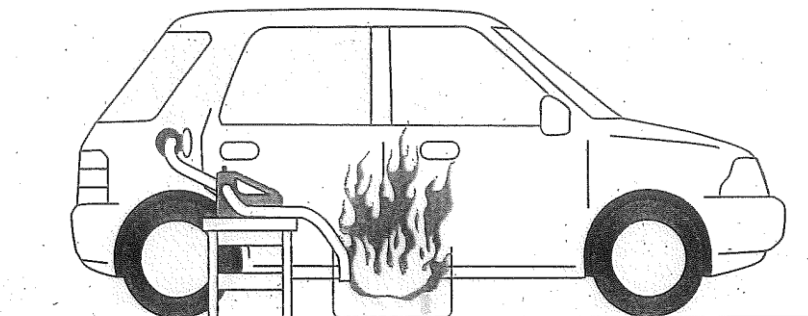
セルフ給油取扱所で顧客が車両にガソリンを給油中に車両の給油口付近から出火したもの。炎が上がり、慌てて給油ノズルを給油口から抜き取ったためこぼれたガソリンと車両ボディー若干を焼損したものの。



事故概要

ハイオク仕様の普通乗用車にレギュラーガソリン53ℓを誤給油してしまった。そこでオイルチェンジャーを使用してレギュラーガソリンを金属製の20ℓ容器に移し替えていたところ、ガソリンに引火した。

なお、粉末消火器を使用して消火作業に従事した従業員1名が左下腿と左手背部に熱傷を負った。



【ガソリン等の燃料を容器で運搬する場合等の留意事項】

ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生することから、金属製の容器（ガソリン携行缶やドラム缶等）で運搬する必要がありますが、ガソリン等を容器で運搬する場合には消防法令上、危険物取扱者が乗車することまでは求められていません（もちろん、防火上の観点から危険物取扱者が乗車されることは望ましいことではあります）。

また、ガソリン等を車両で運搬する場合、ガソリン等を収納した容器の運搬個数に制限はありません。ただし、乗用車（乗用の車室内に貨物を積むものを含む）によりガソリン等を運搬する場合は、22リットル以下の金属製の容器とする必要があります。

さらに、運搬中に危険物が落下・転倒することがないように積載すること、3メートル以上積み重ねて運ばないこと等の防火上の対策は講じていただく必要があります。

なお、大量のガソリン等（ガソリンの場合は200リットル以上、灯油又は軽油の場合は1,000リットル以上）を運搬する場合は事故時の火災危険性が高いことから、消火器を設置するとともに、周囲に大量の危険物を運搬していることが容易にわかるように「危」と記した標識を掲げる必要があります。

当該車両が大量の危険物を運搬していることを周囲に周知し注意喚起するという制度趣旨を達成するものであれば、簡易な標識でも可能です。

一方、タンクローリーでガソリン等を大量に移送（運搬）する場合、一度事故が発生すると火災に至る危険性が高く、また、火災時には周辺施設も含めて大きな被害が発生する危険性があることから、指定数量以上の危険物を移送するタンクローリーには危険物取扱者が乗車していただく必要があります。

この場合の危険物取扱者とは、甲種危険物取扱者、乙種危険物取扱者（4類）又は丙種危険物取扱者を指しますが、毎年約14万人の方がタンクローリーで移送（運搬）する際に必要とされる有資格者となっています。

前述の火災危険性をご理解いただき、有資格者が乗車したタンクローリーで安全に大量のガソリン等を運んでいただけるようお願いいたします。

なお、タンクローリーの運転者自身が危険物取扱者である場合は、必ずしも別に危険物取扱者を乗車させる必要はありません。

【石油ストーブ等の灯油がなくなってもガソリンを使用することは危険です】

ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生します。一方、灯油の引火点は 40°C 程度であり、火災危険性は高いもののガソリンほどではありません。

石油ストーブや石油ファンヒーター等は、あくまでも灯油を燃料として用いることを前提に作られているため、仮に灯油がなくなった場合でも、灯油の代わりにガソリンを給油すると火災が発生する危険性が非常に高く、しかも、石油ストーブ等は建物内で用いる場合が大半であることから、建物火災に発展する危険性が高いので、絶対に行わないようにしてください。